

Abeanary 通信



～トピックス～

1. 生命保険契約に関する権利
2. 税務カレンダー（2023年6月、7月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

みんなは自分たちが何を望んでいるのか、こちらがいうまでは
たいていわからないものだ

ヘンリー・フォード（フォード創業者）

※経営者100の言葉より引用

生命保険契約に関する権利

家族の将来の生活保障と資産形成のため生命保険を掛けている場合、保険の対象としていた被保険者が亡くなる前に、保険料を支払っていた保険料負担者が亡くなると思われ課税を受けることがあります。

◆生命保険契約の権利に課税される要件

次の要件に該当する場合、生命保険契約の承継者には、取得した生命保険契約に関する権利に解約返戻金相当額で相続税が課されます。

1. 解約返戻金のある生命保険であること

例えば夫が妻に生命保険を掛けます。掛け捨ての保険ではなく、解約返戻金のある終身保険や養老保険で、保険契約者は夫、保険料も夫が負担しているとします。

2. 保険料負担者が先に死亡すること

保険金の支払事由（被保険者である妻の死亡、あるいは満期到来）の発生前に保険料負担者の夫が死亡しました。

◆契約の承継者に相続税が課税される

妻に掛けた生命保険契約は解約しない限り、妻が死亡するまで継続するので、夫の相続人となる妻と子の誰かが契約を引き継ぐこととなります。契約を引き継いだ者は、保険契約を解約すると解約返戻金を受けることができます。そこで契約者の地位を承継する相続人を遺産分割協議に

よって決めると、承継者には解約返戻金相当額で相続税が課されます。

◆遺産分割協議を要しない場合

上記のケースで保険契約者が妻であった場合、保険料負担者である夫の死亡前から保険契約者の地位は妻にあるので、契約者の承継は遺産分割協議の対象とはならず、夫の死亡により、妻に相続財産の取得があったとみなされ、相続税が課されます。

◆生命保険契約の名義変更注意到意

被保険者が死亡する前に、生命保険契約を名義変更する場合、名義変更しただけですぐに課税されることはありません。その後、保険料負担者である契約者が死亡すると、相続人には上記のように相続税が課されます。

ところで保険契約を変更した時から相当期間が経過し、契約者も死亡している場合、誰が保険料を負担していたか判明しないことがあります。預金通帳や生命保険会社の記録から保険料支払者を推定することになりますが、保険会社でも調査や解約返戻金の算定に時間がかかります。保険契約は相続開始前に整理して、課税関係をきちんと把握しておくといいですね。

2023年6月の税務

6月12日

●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

6月15日

●所得税の予定納税額の通知

6月30日

●4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）（6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日）

2023年7月の税務

7月10日

●6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日まで納付）

7月18日

●所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

●所得税の予定納税額の納付（第1期分）
●5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

マンガ版 ちょっとだけ・こっそり・素早く「言い返す」技術



ジャンル	自己啓発・マインド	
著者	ゆうきゆう Jam (マンガ)	
出版社	三笠書房	
定価	1,320円 (税込)	出版日期 2020年08月15日
評点	総合 3.7 ★★★★★ 革新性 3.5 ★★★★★ 明瞭性 4.0 ★★★★★ 応用性 3.5 ★★★★★	

悪口や嫌味を言われたとき、あなたはどうか対応するだろうか。大人なんだからと、何も言い返さずスルーする人も多いだろう。だが本書によると、この対応では問題は解決しないどころか、あなたが損をする可能性すらあるという。

その理由は、悪口や嫌味を言われても反撃せずにいると、それを言ってきた相手がノーダメージのままであるだけでなく、あなたの評価が下がってしまうからだ。人は、目の前で不当に不幸にさらされている人がいると、「この人は能力的に劣っているから不幸な目に遭っているのだ」「自分は劣っていないから大丈夫だ」と考えてしまう性質があるのだという。

かといって悪口で応戦しては、火に油を注ぐだけである。ではどうすればいいか。最適な方法は、本書で紹介される「5つの戦略」を使ってやり返すことだ。そうすれば、激しい口調で話す人や、意見の強い人とやり取りをするときはもちろん、自分に非があったときもうまくその場を収められる。

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



本書から学べるのは、相手も自分も傷つけないコミュニケーションの極意だ。無神経な人や悪質なクレーマーに悩まされている人に、ぜひ一読してほしい。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>